

令和2年度 地域包括支援センター職員の配置について

1 地域包括支援センターの職員配置の基準

本市における地域包括支援センターの職員配置については、国が定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自の基準を定めている。

国が定める基準 (介護保険法施行規則第140条の66第1項)	市が定める独自基準 (仙台市介護保険条例第2条の19第2項)
地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人（これらに準ずる者を含む）とする。	地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね6,000人以上となる場合に置くべき常勤・専従の職員数は、おおむね6,000人を超えた部分についておおむね2,000人までごとに国が定める基準に掲げる者（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）又は介護支援専門員のうちから1人とする。

2 令和2年度に増員となる地域包括支援センター

令和2年4月1日における圏域内の高齢者人口推計値^(※)が、おおむね6,000人に達すると見込まれる西中田地域包括支援センターについて、職員体制を3人体制から4人体制とする。

西中田圏域内推計人口 5,963人（令和元年10月1日時点高齢者推計人口5,908人）

※平成31年4月1日時点の年齢別人口に生存率を乗じて、独自に算定した推計人口の値